

「2024 年度愛知県貨物自動車運送事業者 燃油価格高騰対策支援金」の概要

1 対象事業者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 2 条に規定する貨物自動車運送事業を行い、愛知県内に営業所を置く者。

2 対象自動車及び支援額

基準日時点で交付対象者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供する自動車。

ただし、二輪車及び被けん引車は除く。

【基準日】2025 年 3 月 31 日（月）

<支援区分及び支援額>

支援区分	1 台当たり支援額	支援区分の説明		
		自動車検査証の記載事項		備考
		自動車の種別	用途	
普通車	10,000 円	普通	貨物	
小型車	4,000 円	小型	貨物	
特種車	10,000 円	普通、小型	特種	特例けん引車*を含む
軽自動車	4,000 円	軽自動車	貨物、特種	用途が「乗用」であって貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車を含む

<特例けん引車制度>

- ・小型車のけん引車に対する特例です。用途が特種の被けん引車（以下、「特種被けん引車」という。）と連結する場合、支援区分を特種車として扱います。
- ・申請時には、特例けん引車と特種被けん引車の両方の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が必要です。
- ・詳細は公式ホームページを御確認ください。

※特例けん引車に該当する自動車

- ・2025 年 3 月 31 日時点で交付対象者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供し、特種被けん引車と連結する、自動車の種別が小型、かつ用途が貨物のけん引車